

第2次みよし市総合計画

資料編

1	目標指標一覧表	170
2	総合計画の策定体制	174
3	総合計画の策定経過	176
4	総合計画審議会	179
5	総合計画策定本部、専門部会、作業部会	182
6	市民参画の取り組み	189
7	総合計画の変遷	206

1 目標指標一覧表

基本目標1 安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち

基本計画		指標名	現状値	中間値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
取組方針	取組分野				
1 安心して子どもを産み、育てられる環境にしよう	1 子育て支援 →P60	子育て支援に関する取り組みの市民満足度割合	61.7%	65%	70%
	2 家庭教育 →P62	家庭教育に関する取り組みの市民満足度割合	60.8%	65%	70%
	3 地域で子育てを支える環境 →P64	地域で子育てを支える環境に関する取り組みの市民満足度割合	61.7%	65%	70%
2 心豊かな子どもを育てよう	1 小中学校教育 →P66	「学校は楽しい」と思う児童生徒の割合	〈小学校〉 93.1% 〈中学校〉 88.2%	〈小学校〉 95% 〈中学校〉 90%	〈小学校〉 98% 〈中学校〉 93%
	2 青少年健全育成 →P68	青少年健全育成に関する取り組みの市民満足度割合	59.8%	65%	70%
3 文化に親しみ、交流が盛んなまちにしよう	1 生涯学習 →P70	生涯学習に関する取り組みの市民満足度割合	70.1%	75%	80%
		図書の貸出冊数	42.3万冊	47万冊	50万冊
	2 文化・芸術 →P72	文化・芸術に関する取り組みの市民満足度割合	71.1%	75%	80%
	3 広域交流 →P74	友好都市交流事業参加者数	150人	170人	180人
	4 多文化共生 →P76	多文化共生に関する取り組みの市民満足度割合	50.0%	55%	60%
5 男女共同参画 →P78	男女共同参画に関する取り組みの市民満足度割合	59.1%	65%	70%	

第2次みよし市総合計画では、各「目標指標」のうち「市民満足度割合」を使用しているものについては、平成28年度市民アンケートにおける市の取り組みに対する満足度を尋ねた設問の結果を基に、現状値を設定しています。

「市民満足度割合」は下記のとおり算出します。

【市民満足度割合の算出方法】

$$\text{市民満足度割合} = (\text{満足} + \text{どちらかといえば満足}) \div (\text{満足} + \text{どちらかといえば満足} + \text{どちらかといえば不満} + \text{不満}) \times 100$$

基本目標2 健康で生き生きと暮らせるまち

基本計画		指標名	現状値	中間値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
取組方針	取組分野				
1 豊かに暮らせるようにみんなで助け合おう	1 地域福祉 →P82	地域福祉に関する取り組みの市民満足度割合	68.6%	73%	78%
	2 高齢者福祉 →P84	高齢者福祉に関する取り組みの市民満足度割合	63.0%	68%	73%
	3 介護 →P86	要介護(要支援)の認定率	11.60%	11.70%以下	11.80%以下
	4 障がい者福祉 →P88	障がい者(児)が地域で生き生きと暮らし続けられるようになると感じる障がい者(児)の割合	14.6%	20%	25%
2 生涯にわたって健康に暮らせるようにしよう	1 地域医療 →P90	特定健康診査受診率	37.3%	60%	65%
		後期高齢者健康診査受診率	34.8%	40%	45%
	2 健康づくり →P92	健康づくりに関する取り組みの市民満足度割合	70.6%	75%	80%
	3 スポーツ →P94	成人のスポーツ実施者の割合 ^(※)	49.6%	56%	65%
4 生きがい・働きがい →P96	生きがい・働きがいに関する取り組みの市民満足度割合	76.0%	79%	82%	

(※) 目標値は、文部科学省のスポーツ基本計画における目標値を使用しています。

基本目標3 安全で安心して暮らせるまち

基本計画		指標名	現状値	中間値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
取組方針	取組分野				
1 地域で支え合い、災害に強いまちをつくらう	1 防災・減災 →P100	防災訓練への参加率	17.4%	20%	25%
	2 消防 →P102	市内での火災出動件数	24件	20件以下	16件以下
2 交通事故や犯罪のないまちをつくらう	1 交通安全 →P104	市内での人身交通事故件数	277件	250件以下	220件以下
	2 防犯 →P106	市内での犯罪発生件数	544件	490件以下	440件以下

1 目標指標一覧表

基本目標4 魅力と活力があふれるまち

基本計画		指標名	現状値	中間値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
取組方針	取組分野				
1 工業のさらなる成長を支えよう	1 工業 →P110	工業系用途地域の面積	403.0ha	415ha	420ha
2 まちのにぎわいや魅力を生み出そう	1 商業 →P112	商業に関する取り組みの市民満足度割合	36.1%	38%	40%
	2 観光・魅力発信 →P114	観光客数	171,588人	172,000人	172,500人
	3 地域活力 →P116	地区コミュニティ活動への参加者数	7,186人	8,000人	9,000人
3 地域の農業と多面的機能を持つ農地を守り、次代につなげよう	1 農業 →P118	担い手農家の経営耕地面積	257ha	265ha	280ha
	2 地産地消 →P120	食育の普及に関する事業・活動数	102事業	116事業	120事業

基本目標5 自然環境を守り未来へつなぐまち

基本計画		指標名	現状値	中間値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
取組方針	取組分野				
1 緑を守り育て、まちを美しくしよう	1 緑のまちづくり →P124	市民1人当たりの都市公園面積	14.59㎡	14.60㎡	14.93㎡
	2 環境美化 →P126	1日1人当たりのごみ排出量(家庭系)	524g	492g以下	480g以下
2 環境にやさしいまちにしよう	1 地球環境の保全 →P128	CO ₂ 総排出量	101.2万トン(平成27年)	90万トン以下	83万トン以下
	2 循環型社会 →P130	再利用資源回収率	21.1%(平成28年)	27%	28%

基本目標6 快適で暮らしやすいまち

基本計画		指標名	現状値	中間値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
取組方針	取組分野				
1 生活の基盤が整ったまちをつくろう	1 土地利用 →P134	市街化区域の面積割合	32.8%	33%	34%
	2 河川 →P136	準用河川の改修率	54.5%	58%	61%
	3 下水道 →P138	水洗化率	92.8%	93.4%	93.9%
2 便利で快適な住環境をつくろう	1 公共交通 →P140	さんさんバスの利用者数	286,191人	315,000人	330,000人
	2 道路 →P142	都市計画道路整備率	79.1%	81%	83%
	3 市街地整備 →P144	市街地整備済面積	542.9ha	575ha	633ha
	4 景観 →P146	景観に配慮した地区数	6地区	6地区	7地区
3 多様な世代の定住・移住を促進しよう	1 住まい →P148	住宅の耐震化率	87.5%	92%	97%
	2 雇用対策 →P150	就労者数	286人	290人	295人

まちづくりの進め方

基本計画		指標名	現状値	中間値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
基本的な考え方	取組項目				
1 市民が参画し、ともに支え合う協働のまちづくり	1 市民の参画と協働によるまちづくり →P154	市民活動サポートセンター登録団体数	55団体	60団体	65団体
2 透明性の高い開かれた市政	1 行政情報の公開 →P156	行政情報の公開に関する取り組みの市民満足度割合	60.5%	62%	65%
	2 広報・広聴 →P158	広報・広聴に関する取り組みの市民満足度割合	74.1%	80%	85%
3 効果的・効率的で安定した行財政運営	1 行政組織 →P160	やりがいをもって仕事に励んだ職員の割合	62%	65%	70%
	2 行政改革・行政評価 →P162	行政改革・行政評価に関する取り組みの市民満足度割合	55.9%	58%	60%
	3 広域連携の推進 →P164	広域連携に関する取り組みの市民満足度割合	70.7%	73%	75%
	4 財政 →P166	経常収支比率	78.5%	80%以下	80%以下

2 総合計画の策定体制

策定のための審議機関として、総合計画審議会を設置し、総合計画策定に向けた調査審議を行いました。

計画案の策定作業を行う庁内体制として、総合計画策定本部、専門部会、作業部会を設置しました。

(1) 審議機関

総合計画審議会

学識経験者や市民の代表などで構成する総合計画審議会を設置します。市長が諮問する総合計画案に関する内容について、調査審議を行い、答申を行いました。

審議会の委員は、みよし市総合計画審議会条例に基づき25人以内で市長が委嘱しました。

(2) 市民参画

総合計画の策定については、広く市民の意見を反映させるため、市民アンケートや地区まちづくり懇談会、まちづくりシンポジウム、パブリックコメントを実施し、総合計画策定への市民の参画に努めました。

(3) 市議会

総合計画基本構想(素案)についての意見交換会を踏まえ、「みよし市議会の議決すべき事件を定める条例」第2条の規定に基づき、総合計画基本構想の策定の議決を行いました。

(4) 庁内体制

① 総合計画策定本部

副市長を本部長、教育長を副本部長とし、全部長級職員で構成。

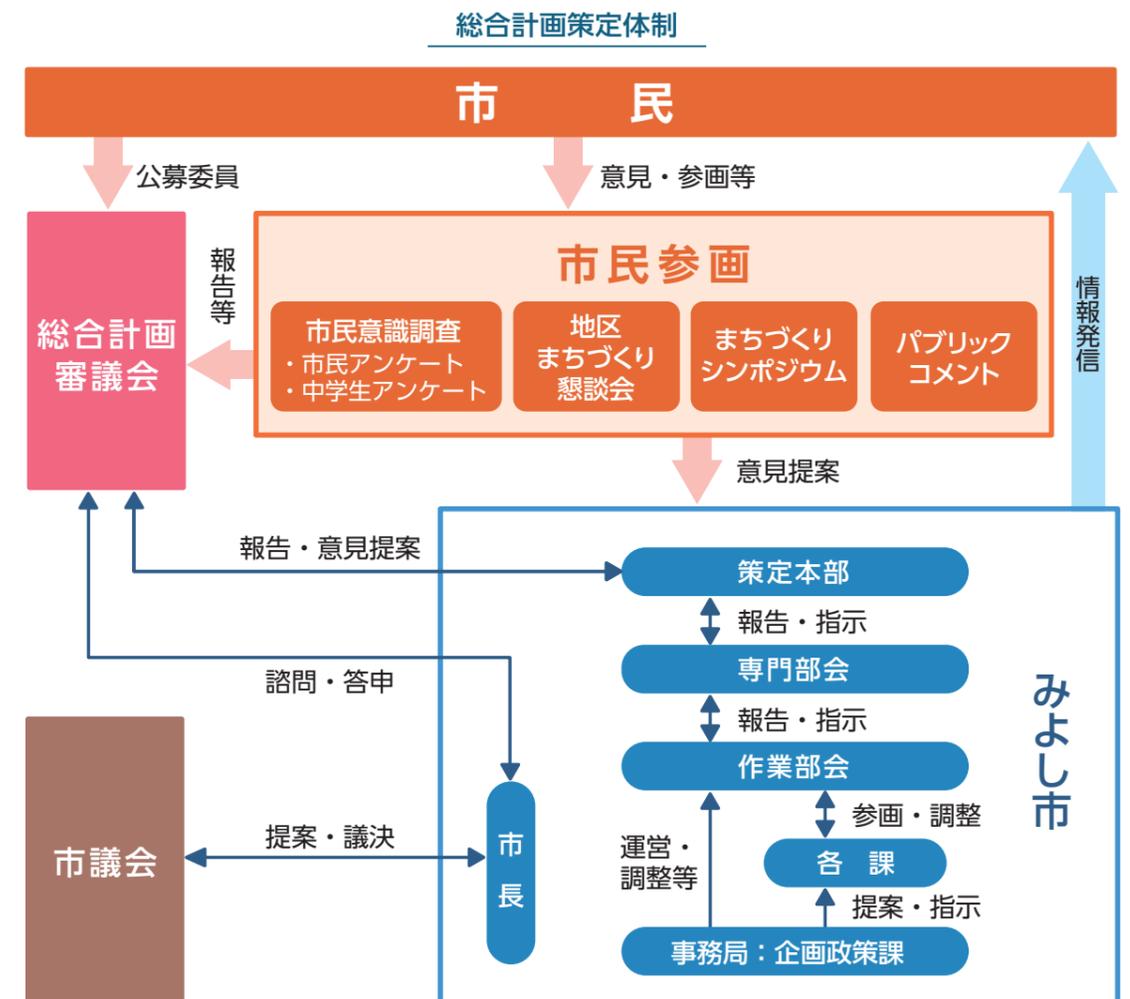
総合計画の調査研究や計画策定に必要な資料収集を行い、基本構想原案や基本計画原案の作成・総合調整を行いました。

② 専門部会

基本目標などの各分野で7つの部会を設置し、策定本部からの指示に基づく調査研究や資料収集を行い、基本構想や基本計画にかかる部会原案の作成を行いました。

③ 作業部会

各部局で作業部会を設置し、専門部会からの指示に基づく調査研究や資料収集を行いました。



3 総合計画の策定経過

(1) 総合計画審議会

日程	内容
平成29年度 9月19日(火)	第1回 総合計画審議会・諮問 第2次みよし市総合計画について(諮問) 第2次みよし市総合計画の策定方針について 第2次みよし市総合計画の策定スケジュールについて 市民意向調査・地区まちづくり懇談会等の結果について
11月28日(火)	第2回 総合計画審議会 みよし市の現状と動向について みよし市の人口見込みについて 第1次みよし市総合計画の評価結果について
1月26日(金)	第3回 総合計画審議会 第2次みよし市総合計画基本構想(案)について (将来像・基本目標、分野別計画の体系、土地利用構想、地域別構想に関する事項)
3月16日(金)	第4回 総合計画審議会 第2次みよし市総合計画基本構想(案)について (はじめに、基本構想に関する事項)
平成30年度 6月25日(月)	第5回 総合計画審議会 第2次みよし市総合計画基本構想(素案)の修正について 第2次みよし市総合計画基本計画(案)について 将来のみよしをみんなで考える まちづくりシンポジウムの開催について
9月14日(金)	第6回 総合計画審議会 第2次みよし市総合計画基本構想(素案)について 第2次みよし市総合計画基本計画(案)について 第2次みよし市総合計画パブリックコメントの実施について
12月14日(金)	第7回 総合計画審議会 第2次みよし市総合計画(案)のパブリックコメントの結果について
1月17日(木)	答申 第2次みよし市総合計画(案)について(答申)



みよし市総合計画審議会から市長へ
第2次みよし市総合計画(案)を答申

(2) 市民参画

日程	内容
平成28年度 10月11日(火) 各中学校へ配布 10月25日(火) 各中学校から回収	中学生アンケート (1)みよし市の住みやすさと将来の暮らしについて (2)みよし市のイメージやこれからのまちづくりについて (3)地域のコミュニティ活動等への参加について
10月24日(月) ～11月15日(火)	市民アンケート (1)みよし市の住みやすさと将来の暮らしについて (2)みよし市の施策の満足度と重要度について (3)みよし市の強み・弱み・将来都市像について (4)まちづくりへの参加について (5)みよし市の市政について
平成29年度 6月18日(日) ～7月16日(日)	地区まちづくり懇談会 天王地区(新屋・東山・好住) 6月18日(日) 南部地区(明知上・明知下・打越・山伏) 6月18日(日) 緑丘地区(ひばりヶ丘・三好丘緑・三好丘桜) 7月1日(土) 三好丘地区(三好丘・三好丘旭) 7月2日(日) 西部地区(三好下・西一色・福田) 7月2日(日) 三好地区(三好上・中島・平池・上ヶ池) 7月15日(土) 北部地区(助生・福谷・高嶺・あみだ堂) 7月15日(土) 黒笹地区(黒笹・三好丘あおば) 7月16日(日)
平成30年度 7月7日(土)	将来のみよしをみんなで考える まちづくりシンポジウム 第2次みよし市総合計画基本構想(素案)の内容説明 トークセッション「20年後のみよし市の展望」 まちづくり講演会「これからのみよし市に求められるまちづくり」
10月15日(月) ～11月14日(水)	パブリックコメント 第2次みよし市総合計画(案)について

(3) 市議会

日程	内容
平成29年度 3月22日(木)	説明会 第2次みよし市総合計画基本構想(素案)について
平成30年度 4月18日(水)	意見交換会 第2次みよし市総合計画基本構想(素案)について
8月28日(火)	意見交換会 第2次みよし市総合計画基本構想(素案)について
3月4日(月)	市議会定例会 第2次みよし市総合計画基本構想提案
3月22日(金)	市議会定例会 第2次みよし市総合計画基本構想議決

(4) 庁内会議・職員参画

日程	内容
平成28年度	2月6日(月) 第2次みよし市総合計画策定のための現状分析結果情報共有説明会 「職員ニーズ調査」の実施について 市を取り巻く社会情勢の変化等の整理分析について 地域経済分析システム(RESAS)の活用について
	2月10日(金)～2月28日(火) 職員ニーズ調査 本市の強み 本市の弱み 今後10年後に向けてのまちづくりの重点目標 第2次みよし市総合計画作成についての意見・アイデア
平成29年度	6月5日(月) 第1回 策定本部会議 第2次みよし市総合計画の策定方針(案)について 第2次みよし市総合計画の策定スケジュールについて 第2次みよし市総合計画策定に伴う地区まちづくり懇談会について
	9月4日(月) 第2回 策定本部会議 第2次みよし市総合計画の策定方針について 第2次みよし市総合計画の策定スケジュールについて 市民意向調査・地区まちづくり懇談会等の結果について 第1次みよし市総合計画の施策評価について
	9月14日(木) 第1回 専門部会・作業部会合同会議 第2次みよし市総合計画の策定方針について 第2次みよし市総合計画の策定スケジュールについて 第1次みよし市総合計画の施策評価について
	11月6日(月) 第3回 策定本部会議 みよし市の現状と動向について みよし市の人口見込みについて 第1次みよし市総合計画の評価結果について 各種データ・アンケート等からのみよしの課題の取りまとめ結果について
	1月5日(金) 第4回 策定本部会議 第2次みよし市総合計画基本構想(案)について (将来像・基本目標、分野別計画の体系、土地利用構想、地域別構想に関する事項)
	3月2日(金) 第5回 策定本部会議 第2次みよし市総合計画基本構想(案)について (はじめに、基本構想に関する事項)
	5月8日(火) 第6回 策定本部会議 第2次みよし市総合計画基本計画の作成について 将来のみよしをみんなで考える まちづくりシンポジウムの開催について
平成30年度	5月11日(金) 第2回 専門部会・作業部会合同会議 第2次みよし市総合計画基本計画の作成について
	6月6日(水) 第7回 策定本部会議 第2次みよし市総合計画基本計画(案)について 第2次みよし市総合計画基本構想(素案)に関する意見と対応方針(案)について
	8月30日(木) 第8回 策定本部会議 第2次みよし市総合計画基本構想(素案)について 第2次みよし市総合計画基本計画(案)について
	11月27日(火) 第9回 策定本部会議 第2次みよし市総合計画(案)のパブリックコメントの結果について

4 総合計画審議会

(1) 総合計画審議会条例

<p>みよし市総合計画審議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成 10 年 3 月 25 日 条例第 1 号 改正 平成 18 年 3 月 24 日条例第 20 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、みよし市総合計画審議会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第 2 条 市長の諮問に応じて、市の総合計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため、みよし市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 審議会は、委員 25 名以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 公共的団体の役職員 (2) 学識経験を有する者 (3) 市内に住所を有する者 (4) 市長が必要と認める者 (会長)</p> <p>第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。 2 会長は、会務を総理する。 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。 (委員)</p> <p>第 5 条 委員の任期は、第 2 条の職務の終了までとする。 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議)</p> <p>第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。 (庶務)</p> <p>第 7 条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。 (委任)</p> <p>第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p style="text-align: center;">この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 18 年 3 月 24 日条例第 20 号) この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p>

(2) 総合計画審議会委員名簿

◎…会長、○…職務代理人、(前)…前任者(敬称略)

氏名	職名等	区分
中河 基	区長会代表	公共的団体の役職員 (第3条2項1号該当) 13名
(前) 原田 俊明		
近藤 裕	青年会議所代表	
天石 惇郎	社会福祉協議会代表	
櫻井 充	保健対策推進協議会代表	
富樫 佐智子	文化協会代表	
清田 由雅	体育協会代表	
村上 雅則	工業経済会代表	
鰐部 兼道	商工会代表	
野々山 勝利	民生児童委員協議会代表	
深谷 昌子	子育てクラブ連絡協議会代表	
(前) 時田 美由紀		
西村 亜紀子	小中学校PTA連絡協議会代表	
(前) 久野 恭司		
新谷 千晶	NPO代表	
小嶋 民義	果樹組合代表	
(前) 岩田 芳信		
◎ 伊藤 久司	東海学園大学	学識経験を有する者 (第3条2項2号該当) 3名
○ 阿部 亮吾	愛知教育大学	
田中 人	愛知学泉大学	
小嶋 忠光	公募市民	市内に住所を有する者 (第3条2項3号該当) 4名
酒井 孝芳		
山下 正午		
山根 隆		
天野 博道	教育委員会代表	市長が必要と認める者 (第3条2項4号該当) 5名
岩田 信男	農業委員会代表	
三宅 章介	都市計画審議会代表	
伊豆原 浩二	地域公共交通会議代表	
植松 良太	トヨタ自動車株式会社	

(3) 総合計画審議会諮問・答申

29み企第114号
平成29年9月19日

みよし市総合計画審議会長 様

みよし市長 小野田 賢 治

第2次みよし市総合計画について(諮問)

みよし市総合計画審議会条例(平成10年三好町条例第1号)第2条の規定に基づき、第2次みよし市総合計画(基本構想・基本計画)の策定について、貴審議会の意見を求めます。

平成31年1月17日

みよし市長 小野田 賢 治 様

みよし市総合計画審議会
会長 伊藤 久 司

第2次みよし市総合計画(案)について(答申)

平成29年9月19日付け29み企第114号で諮問のありました第2次みよし市総合計画(基本構想・基本計画)について、みよし市総合計画審議会において慎重に審議した結果、別添のとおり「第2次みよし市総合計画(基本構想・基本計画)案」を取りまとめましたので答申します。

なお、総合計画の推進にあたっては、さまざまな社会情勢に対応しつつ、市民と行政それぞれが自らができる役割を担い、ともにまちづくりを進めることで、目指す将来像「みんなで育む 笑顔輝く ずっと住みたいまち」の実現に努められるよう要望します。

5 総合計画策定本部、専門部会、作業部会

(1) 総合計画策定本部

① 要綱

みよし市総合計画策定本部設置要綱

平成 18 年 4 月 17 日

(趣旨)

第 1 条 みよし市総合計画を策定するため、みよし市総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想原案及び基本計画原案の作成及び総合調整に関すること。
- (2) 総合計画の調査研究及び計画策定に必要な資料収集に関すること。
- (3) その他総合計画に関すること。

(組織)

第 3 条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長をもって充て、副本部長は教育長をもって充てる。
- 3 本部員は部長級の職員で 15 人以内の者をもって充てる。
- 4 策定本部は、各分野別の調査、研究及び計画策定に必要な資料収集のため、専門部会及び作業部会を置く。

(職務)

第 4 条 本部長は、策定本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 策定本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 策定本部の庶務は、政策推進部企画政策課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 17 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 4 月 2 日)

この要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 4 月 18 日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 18 日から施行する。

② 総合計画策定本部員

区 分	職 名		
本 部 長	副市長		
副本部長	教育長		
本 部 員	政策推進部長	政策推進部参事	総務部長
	市民協働部長	福祉部長	子育て健康部長
	環境経済部長	都市建設部長	教育部長
	教育部参事	議会事務局長	監査委員事務局長
	会計管理者	病院事務局長	

(2) 専門部会

内規

みよし市総合計画策定に係る専門部会設置内規

平成 18 年 7 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 みよし市総合計画策定本部設置要綱第 3 条第 4 項の規定により、各分野別の調査、研究及び計画策定に必要な資料収集のため、専門部会を設置する。

(構成)

第 2 条 専門部会は、第 1 部会、第 2 部会、第 3 部会、第 4 部会、第 5 部会、第 6 部会及び第 7 部会で構成する。

(所掌事項)

第 3 条 各専門部会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) みよし市総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）からの指示に基づく調査、研究及び資料収集に関すること。

(2) 基本構想及び基本計画にかかる部会原案の作成に関すること。

(専門部会の所管)

第 4 条 各専門部会の所管は、別表第 1 のとおりとする。

(組織)

第 5 条 各専門部会の部会員は、別表第 2 のとおりとする。

(部会長及び副部会長)

第 6 条 各専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、策定本部本部長が指名する。

3 部会長は、各専門部会を統括する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 各専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

(庶務)

第 8 条 各専門部会の庶務は、各部会で処理し、総括的な事項については、

政策推進部企画政策課において処理する。

(委任)

第 9 条 この内規に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、

策定本部本部長が別に定める。

附 則

この内規は、平成 18 年 7 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 10 月 23 日)

この内規は、平成 18 年 10 月 23 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 4 月 2 日)

この内規は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 4 月 1 日)

この内規は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 4 月 18 日)

この内規は、平成 25 年 4 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 4 日)

この内規は、平成 26 年 4 月 4 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日)

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 4 月 1 日)

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

専門部会の所管

部会名	所 管
第1部会	基本目標1「安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち」
第2部会	基本目標2「健康で生き生きと暮らせるまち」
第3部会	基本目標3「安全で安心して暮らせるまち」
第4部会	基本目標4「魅力と活力があふれるまち」
第5部会	基本目標5「自然環境を守り未来へつなぐまち」
第6部会	基本目標6「快適で暮らしやすいまち」
第7部会	まちづくりの進め方 (1) 市民が参画し、ともに支え合う協働のまちづくり (2) 透明性の高い開かれた市政 (3) 効果的・効率的で安定した行財政運営

別表第 2 (第 5 条関係)

専門部会の部会員 (◎…部会長、○…副部会長)

部会名	部 会 員		
第1部会	◎教育部長	教育部参事	教育部次長
	○子育て健康部長	子育て健康部次長	
	市民協働部長	市民協働部次長	
	環境経済部長	環境経済部次長	
	政策推進部長	政策推進部参事	政策推進部次長
第2部会	◎福祉部長	福祉部次長	
	○病院事務局長		
	子育て健康部長	子育て健康部次長	
第3部会	◎総務部長	総務部次長	
	都市建設部長	都市建設部次長	
	○福祉部長	福祉部次長	
	環境経済部長	環境経済部次長	
第4部会	○環境経済部長	環境経済部次長	
	◎市民協働部長	市民協働部次長	
第5部会	◎環境経済部長	環境経済部次長	
	○都市建設部長	都市建設部次長	
第6部会	◎都市建設部長	都市建設部次長	
	○環境経済部長	環境経済部次長	
	政策推進部長	政策推進部参事	政策推進部次長
第7部会	◎政策推進部長	政策推進部参事	政策推進部次長
	○市民協働部長	市民協働部次長	
	総務部長	総務部次長	
	環境経済部長	環境経済部次長	
	議会事務局長		

(3) 作業部会

内規

みよし市総合計画策定に係る作業部会設置内規

平成 18 年 7 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 みよし市総合計画策定本部設置要綱第 3 条第 4 項の規定により、各分野別の調査、研究及び計画策定に必要な資料収集のため、作業部会を設置する。

(構成)

第 2 条 作業部会は、政策推進部会、総務部会、市民協働部会、福祉部会、子育て健康部会、環境経済部会、都市建設部会、教育部会で構成する。

(所掌事項)

第 3 条 各作業部会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 専門部会からの指示に基づき、第 4 条に掲げる所管ごとの調査、研究及び資料収集に関すること。

(各作業部会の所管)

第 4 条 各作業部会の所管は、別表第 1 のとおりとする。

(組織)

第 5 条 各作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は、別表第 2 の者をもって充てる。

3 部会員は、各所管部署の課長級及び副主幹級の補職にある者をもって充てる。

(職務)

第 6 条 部会長は、各作業部会を統括する。

2 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、部会長が指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第 7 条 各作業部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

(庶務)

第 8 条 各作業部会の庶務は、各部会で処理し、総括的な事項については、政策推進部企画政策課において処理する。

(委任)

第 9 条 この内規に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、策定本部本部長が別に定める。

附 則

この内規は、平成 18 年 7 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 10 月 23 日)

この内規は、平成 18 年 10 月 23 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 4 月 2 日)

この内規は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 4 月 18 日)

この内規は、平成 25 年 4 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日)

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 4 月 1 日)

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

各作業部会の所管

部会名	所 管
政策推進部会	政策推進部、人口推計及び土地利用構想に関する事項
総務部会	総務部、議会事務局、会計課、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の作業部会に属さない事項に関する事項
市民協働部会	市民協働部に関する事項
福祉部会	福祉部及びみよし市民病院に関する事項
子育て健康部会	子育て健康部に関する事項
環境経済部会	環境経済部及び農業委員会に関する事項
都市建設部会	都市建設部及び土地利用構想に関する事項
教育部会	教育部に関する事項

別表第 2 (第 5 条関係)

部会長

部会名	部 会 長
政策推進部会	企画政策課長
総務部会	総務課長
市民協働部会	協働推進課長
福祉部会	福祉課長
子育て健康部会	子育て支援課長
環境経済部会	産業課長
都市建設部会	道路河川課長
教育部会	教育行政課長

(4) 全職員による計画策定の取り組み

職員一人一人が主体的に総合計画策定に取り組むため、職員の目線から、市の現状や課題、今後10年間のまちづくりの重点目標、第2次みよし市総合計画のあり方などについての意見を洗い出すことを目的として、計画策定の初年度(平成28年度)に、若手職員を含めた全職員を対象に現状分析結果情報共有説明会と職員ニーズ調査を実施しました。

第2次みよし市総合計画策定のための現状分析結果情報共有説明会

実施日時	平成29年2月6日(月) 午前の部：午前10時00分～正午 午後の部：午後1時30分～3時30分
対象	主任主査以上の職員を対象に説明会を実施 (職員ニーズ調査は若手を含む全職員を対象)
実施場所	みよし市役所3階 研修室1～5
当日の次第	1 あいさつ 2 説明事項 (1) 第2次みよし市総合計画策定のための「職員ニーズ調査」の実施について (2) 市を取り巻く社会情勢の変化等の整理分析 ～ 市の強み・弱み、まちづくりの重点目標の抽出に向けて ～ (3) 地域経済分析システム(RESAS)の活用について



6 市民参画の取り組み

(1) 市民意識調査

① アンケート調査の概要

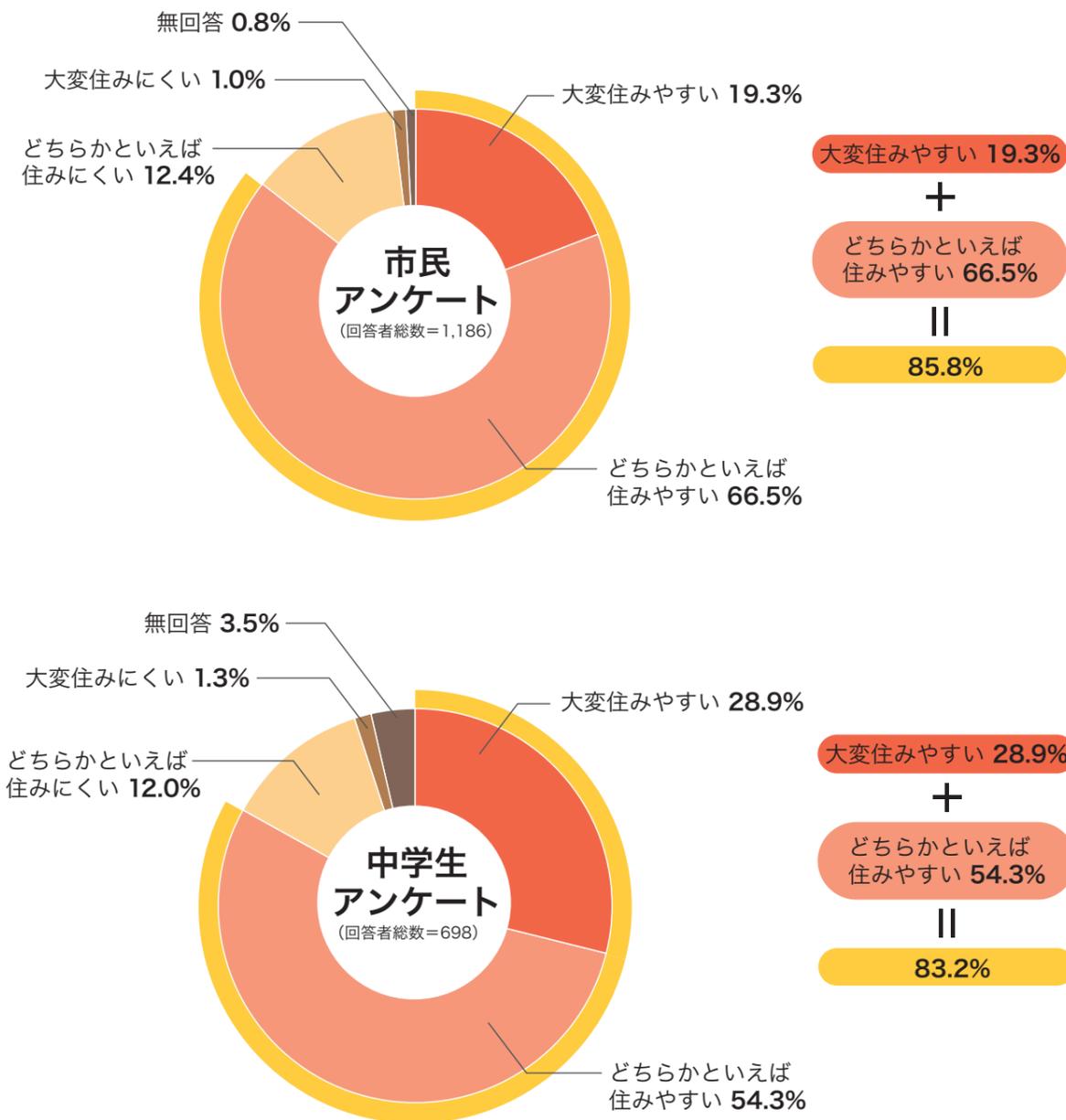
	市民アンケート	中学生アンケート
調査対象	18歳以上の市民から無作為に2,500人を抽出	みよし市内の公立中学校に通う中学2年生全員(717人)
調査方法	郵送による配布・回収 調査票配布後に礼状兼督促状を送付	学校を通じた配布・回収
調査時期	平成28年10月24日(月)～11月15日(火)	平成28年10月11日(火)各中学校へ配布 平成28年10月25日(火)各中学校から回収
配布・回収状況	配布数：2,500票 回収数：1,186票 回収率：47.4%	配布数：717票 回収数：698票 回収率：97.4%
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・みよし市の住みやすさと将来の暮らしについて ・みよし市の施策の満足度と重要度について ・みよし市の強み・弱み・将来都市像について ・まちづくりへの参加について ・みよし市の市政について 	<ul style="list-style-type: none"> ・みよし市の住みやすさと将来の暮らしについて ・みよし市のイメージやこれからのまちづくりについて ・地域のコミュニティ活動等への参加について

6 市民参画の取り組み

② アンケートにおける市民意識

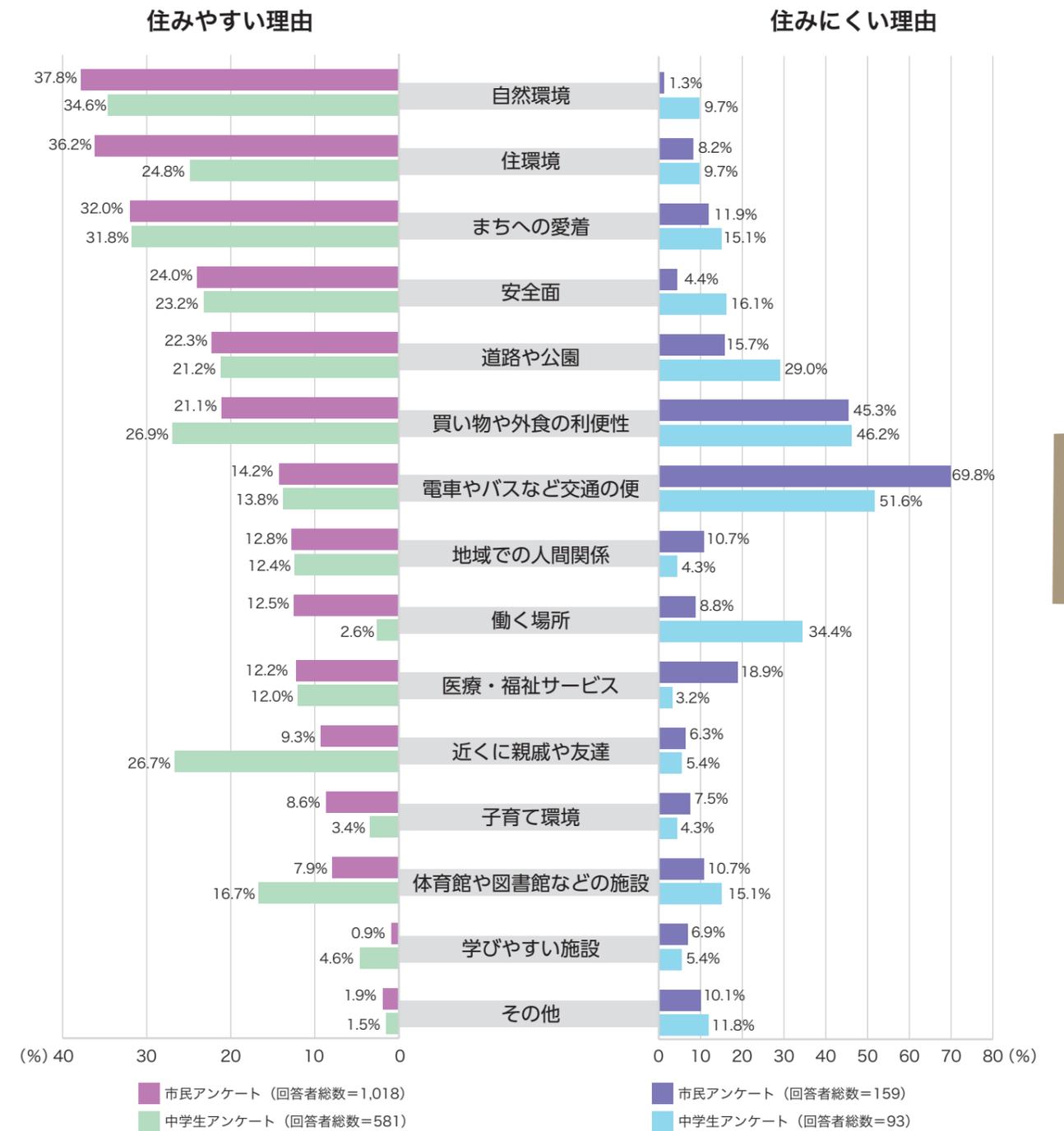
《 住みやすさについて(市民アンケート、中学生アンケート) 》

- 市民は85.8%、中学生は83.2%がみよし市は住みやすいまちだと回答しています。



《 住みやすい理由・住みにくい理由について(市民アンケート、中学生アンケート) 》

- 住みやすい理由で最も多いのは、市民、中学生ともに「自然環境」となっています。
- 住みにくい理由で最も多いのは、市民、中学生ともに「電車やバスなど交通の便」となっています。

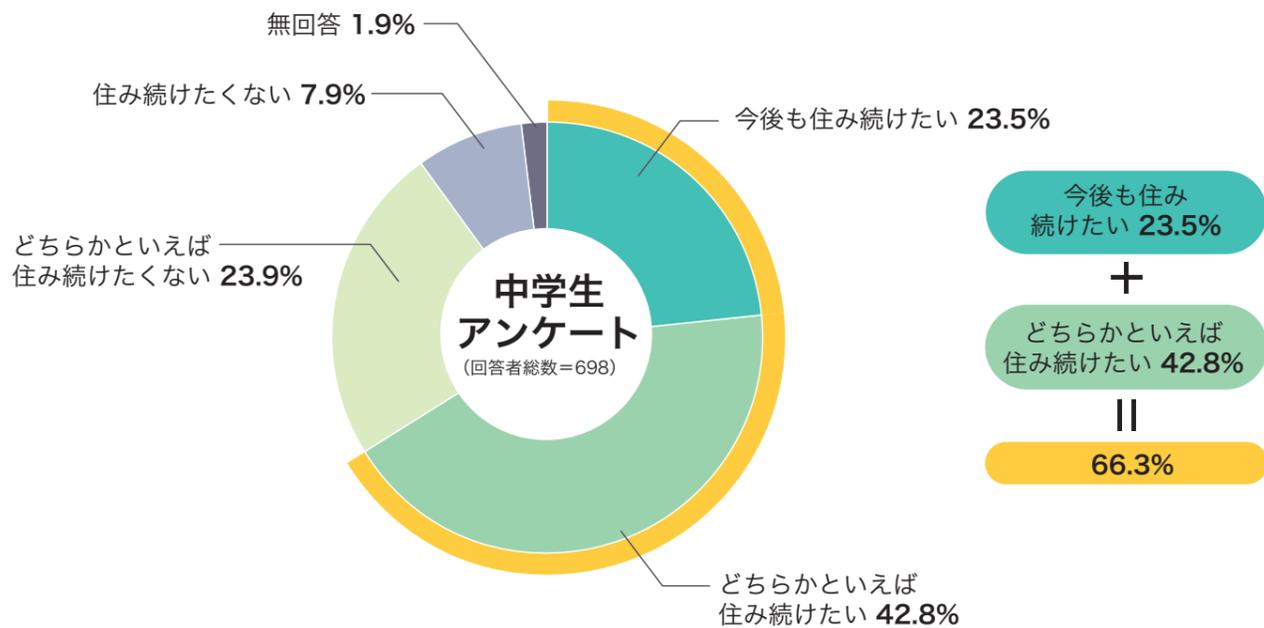
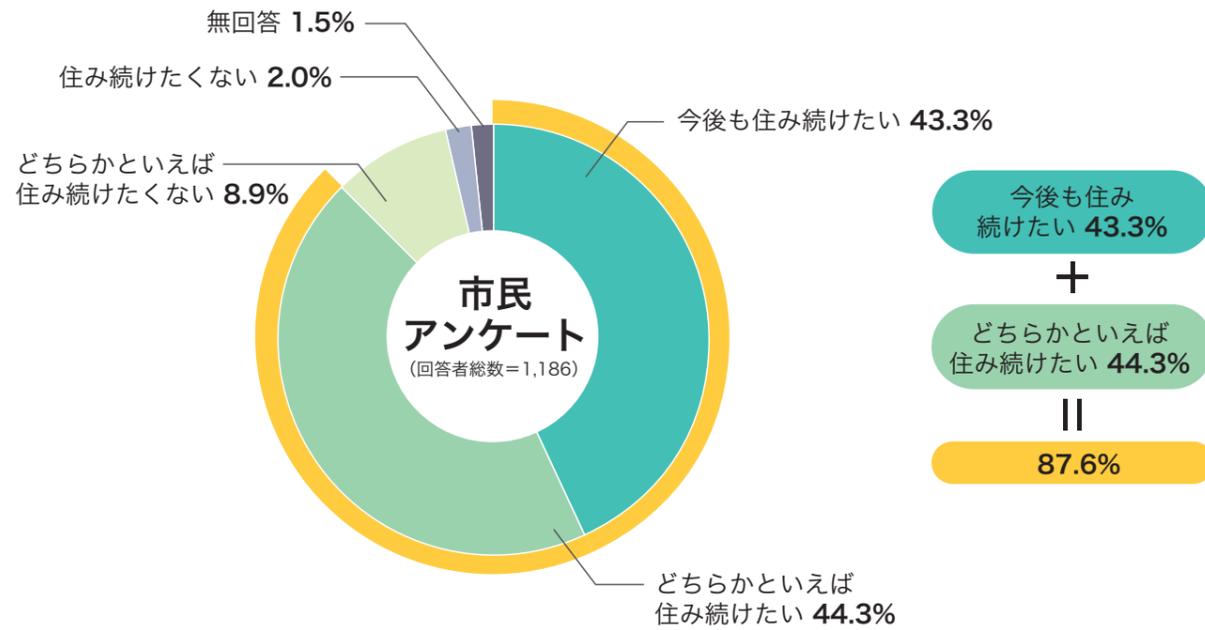


※住みやすい理由は、「大変住みやすい」または「どちらかといえば住みやすい」と答えた回答者のみを対象
 ※住みにくい理由は、「大変住みにくい」または「どちらかといえば住みにくい」と答えた回答者のみを対象

6 市民参画の取り組み

《 今後の居住意向 (市民アンケート、中学生アンケート) 》

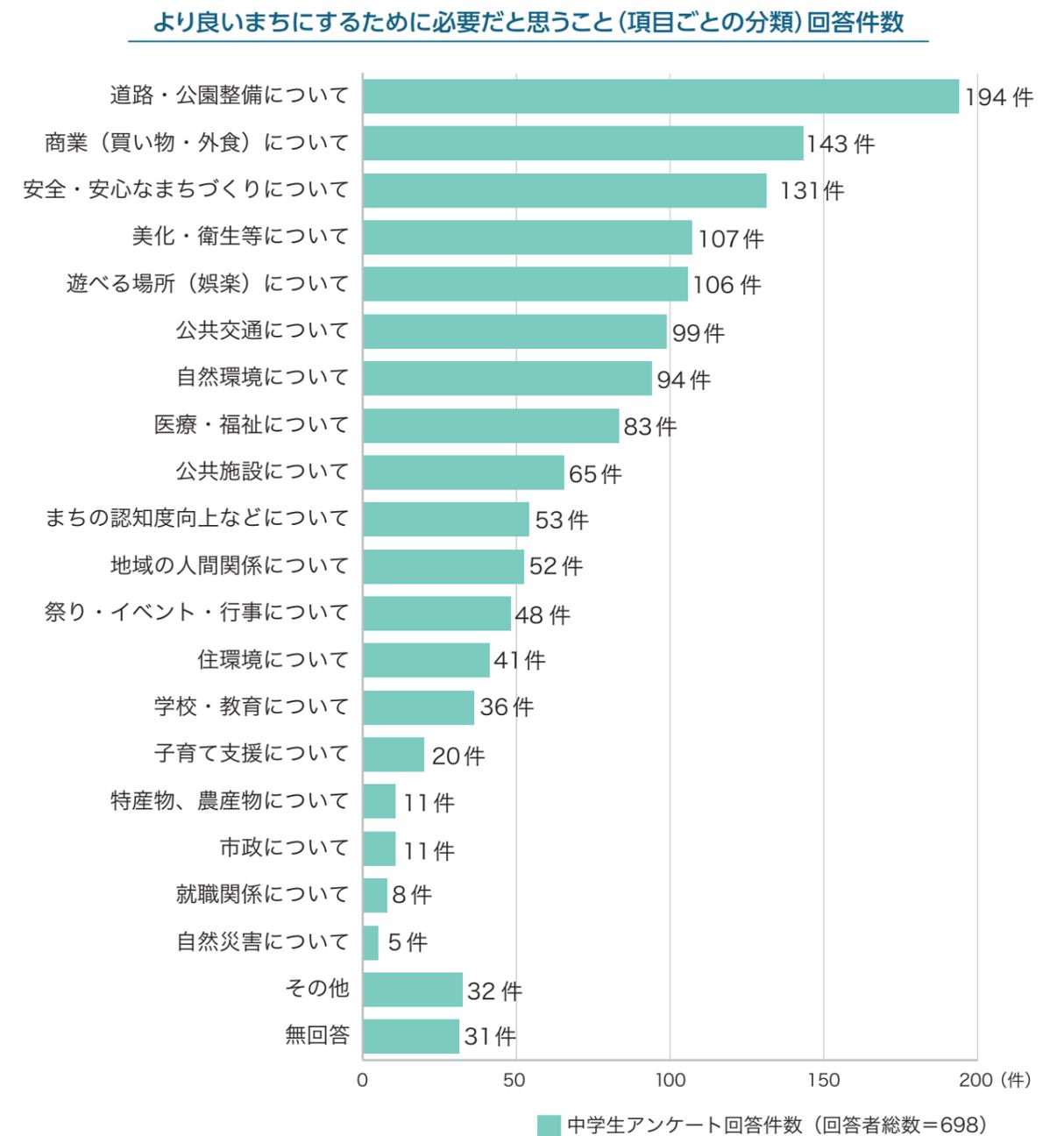
- 市民は87.6%が、中学生は66.3%がみよし市に「住み続けたい」と回答しています。



《 10年後のみよし市をより良くするためには (中学生アンケート) 》

10年後のみよし市をより良いまちにするために必要だと思うことについて、中学2年生を対象に自由に意見を書いていただきました。(回答いただいた意見を項目ごとに分類)

- 自由意見の内容を項目ごとに分類した結果では、「道路・公園整備」の内容について記載された件数が194件で最も高く、次いで、「商業(買い物・外食)」、「安全・安心なまちづくり」が高くなっています。



6 市民参画の取り組み

《 市長だったらやってみたいこと(中学生アンケート) 》

10年後のみよし市をより良いまちにするために市長だったらやってみたいことについて、中学生を対象に自由に意見を書いていただきました。その一部を紹介します。

まず高齢者が住みやすいまちをつくるために、音の鳴る信号、歩道橋などをつくり、交通事故を減らします。次に子どもが安全に運動できるように、道の整備など親が子どもを安全に送り出せるようなまちをつくりたいです。

老人ホームを建てて、高齢者と子どもの交流の場をつくり、介護について学んでもらい、将来みよし市に戻ってきたら、まちのために高齢者の介護のボランティアを募ります。

市でもっと交流を深められるようなイベントを積極的に行い、みよし市はお年寄りが増えているので健康に気を遣えるようなヨガ教室などをしたり、地域でお年寄りがよく通る道路を調べたりして、そこに手すりを付けたりしたいです。

それに車椅子や松葉杖の人が安心して通れるような道を整備したいです。

スポーツを盛んにするためにみよし市の体育祭のようなものを年に1回だけでなく、2、3回は開くようにします。

そして、10年後は今よりも高齢者が増えると思うから高齢者が元気に健康に暮らせるように地域の人と交流できる機会を月に1回は設けます。

みよし市のブランドをつくりたいです。

果物とかだけでなく、他のもの(雑貨など)のブランドをつくとよいです。

給食メニューを生徒が考えれば、もっと給食が楽しくなります。

新しい食べ物を考えます。それを全国に発信します。

日本で一番の何かをつくりたいです。農産物、建物など。みよし市のマスコットキャラクターをもっと宣伝します。

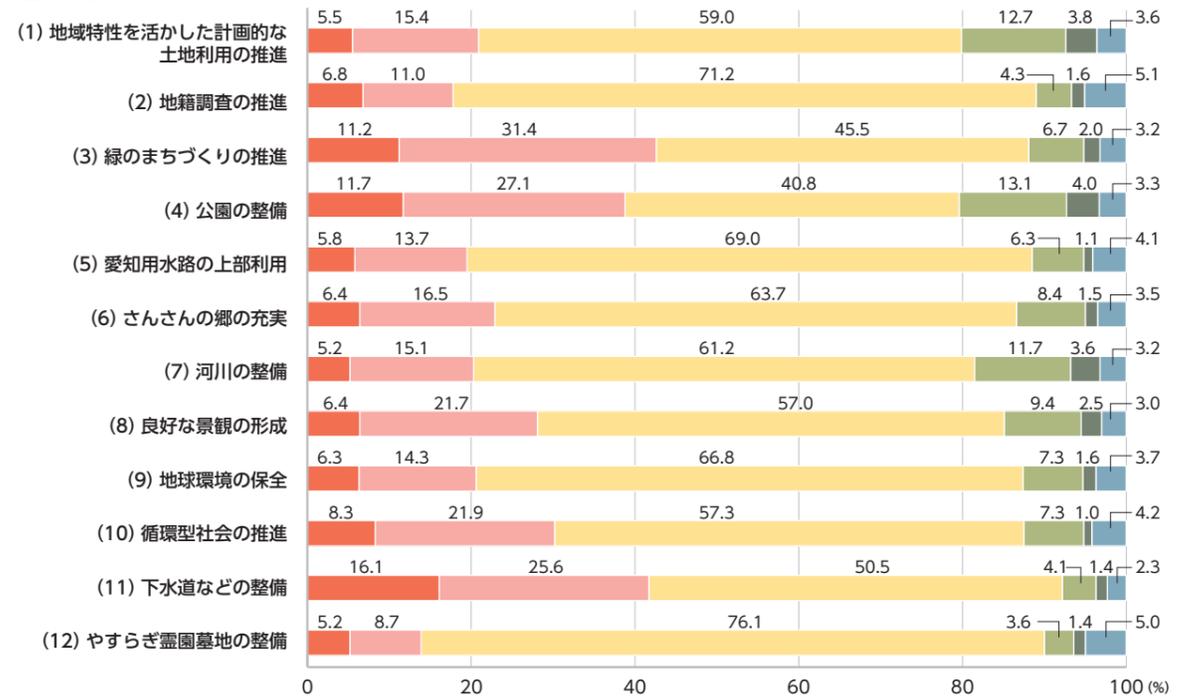
「みよし市の日」のようなものをつくって、お祭りをしたいです。

《 第1次みよし市総合計画の施策別の満足度と重要度(市民アンケート) 》

I 人と自然が共生する心地よい環境

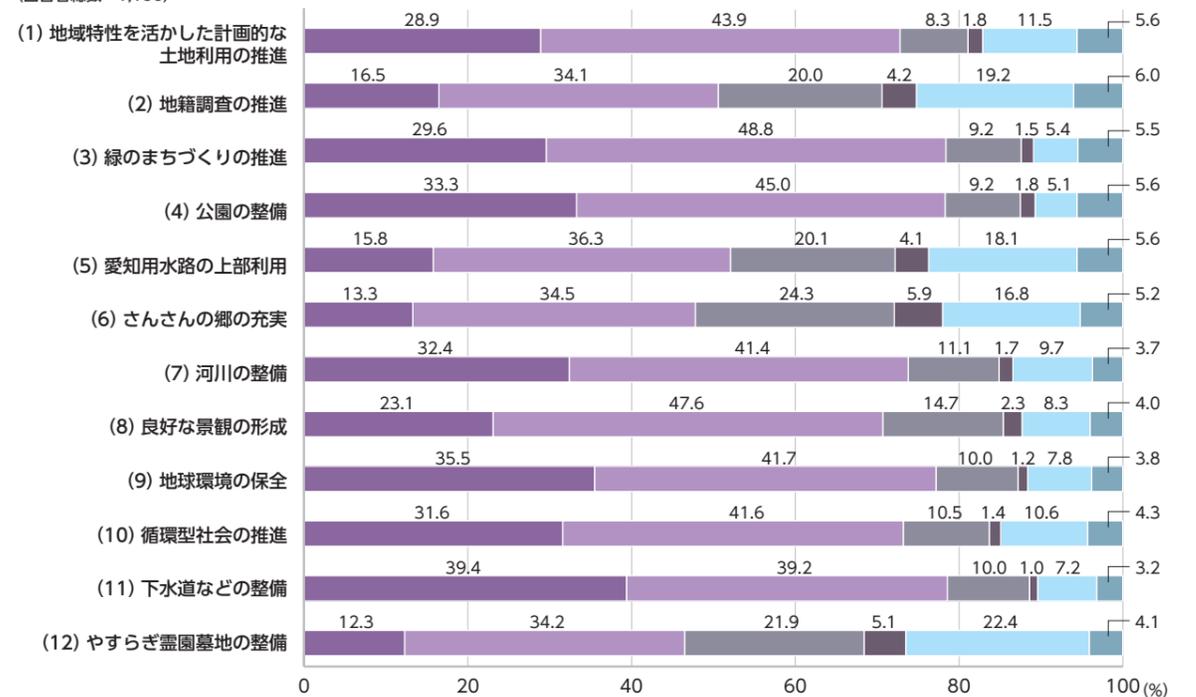
施策の満足度

(回答者総数=1,186)



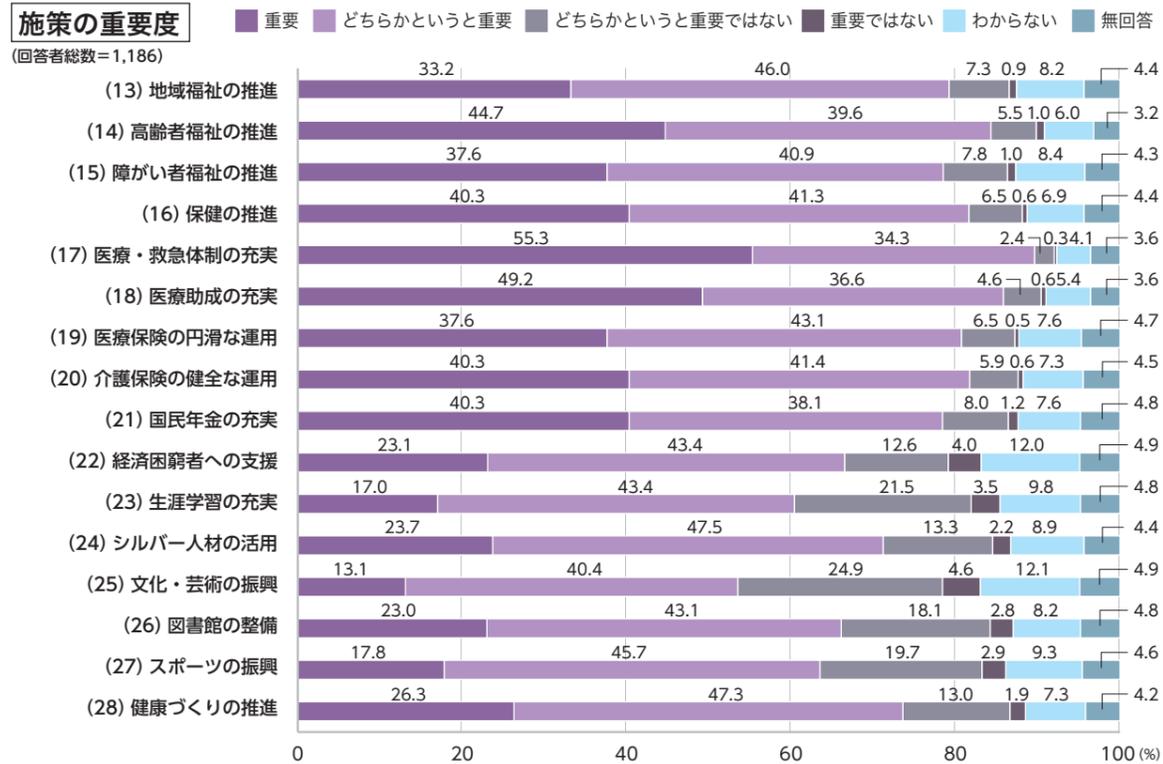
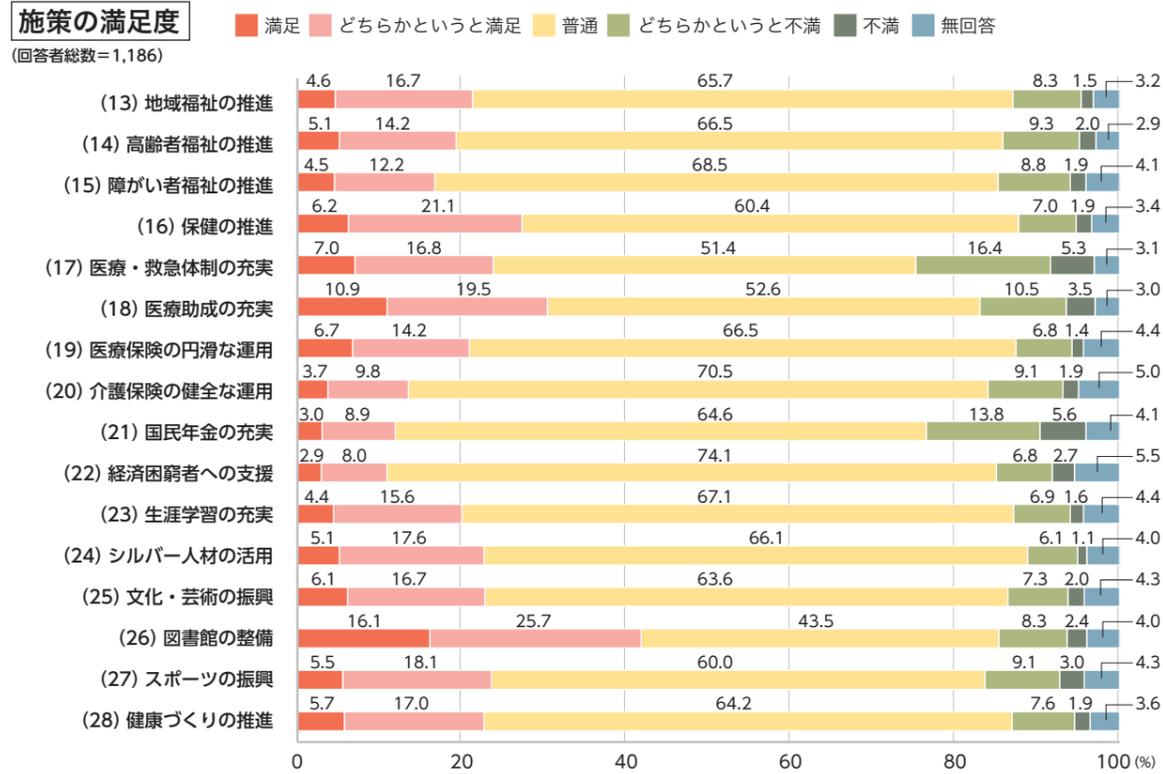
施策の重要度

(回答者総数=1,186)

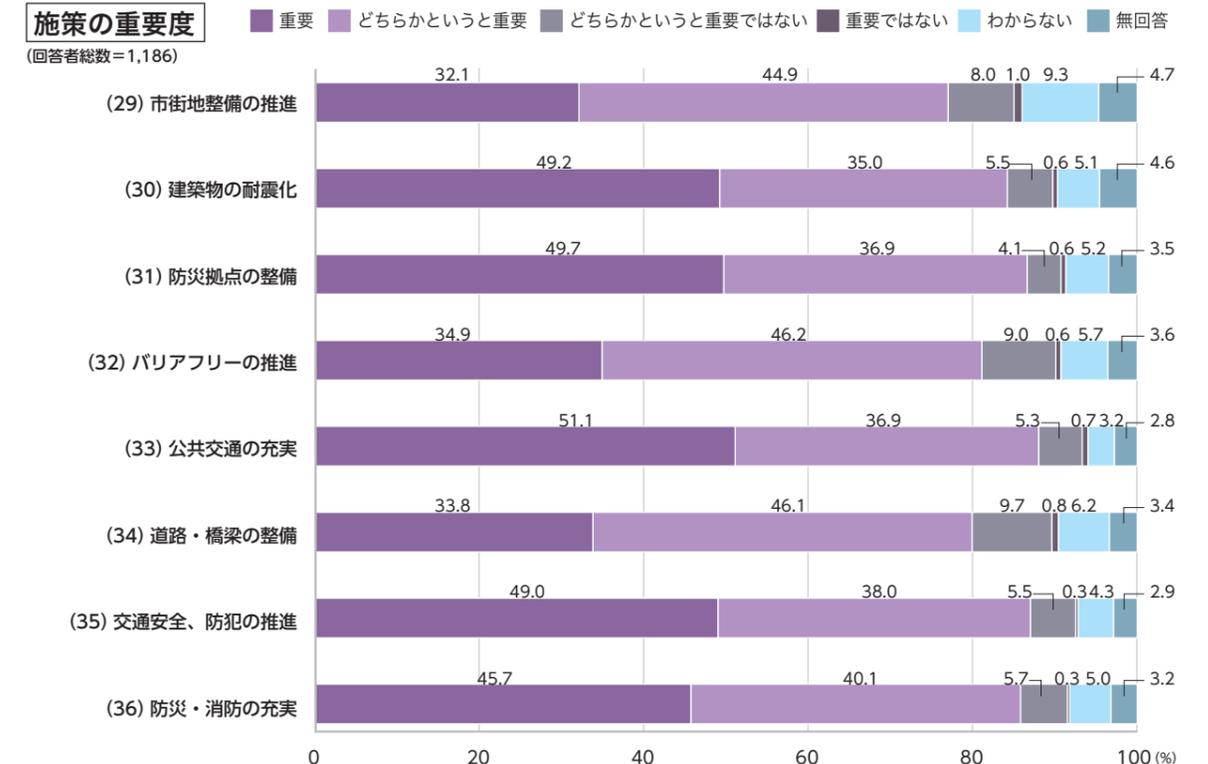
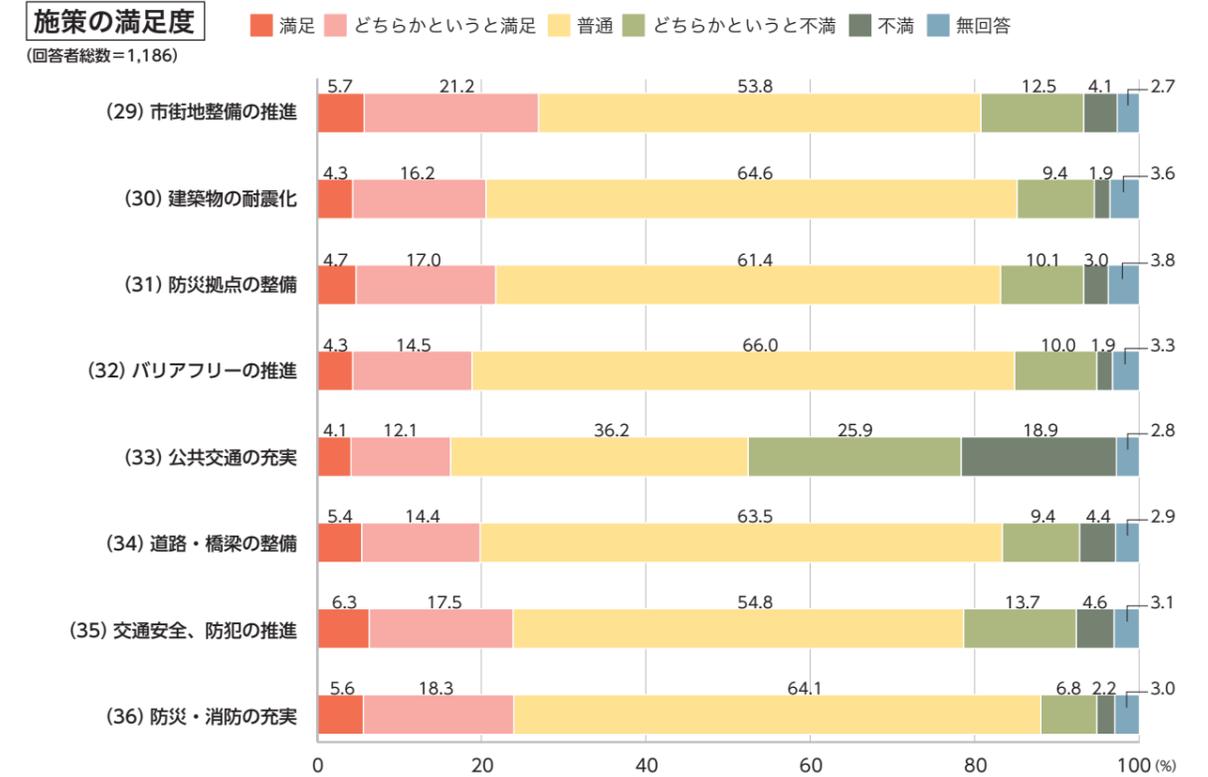


6 市民参画の取り組み

II 誰もが健康で生きがいのある暮らし

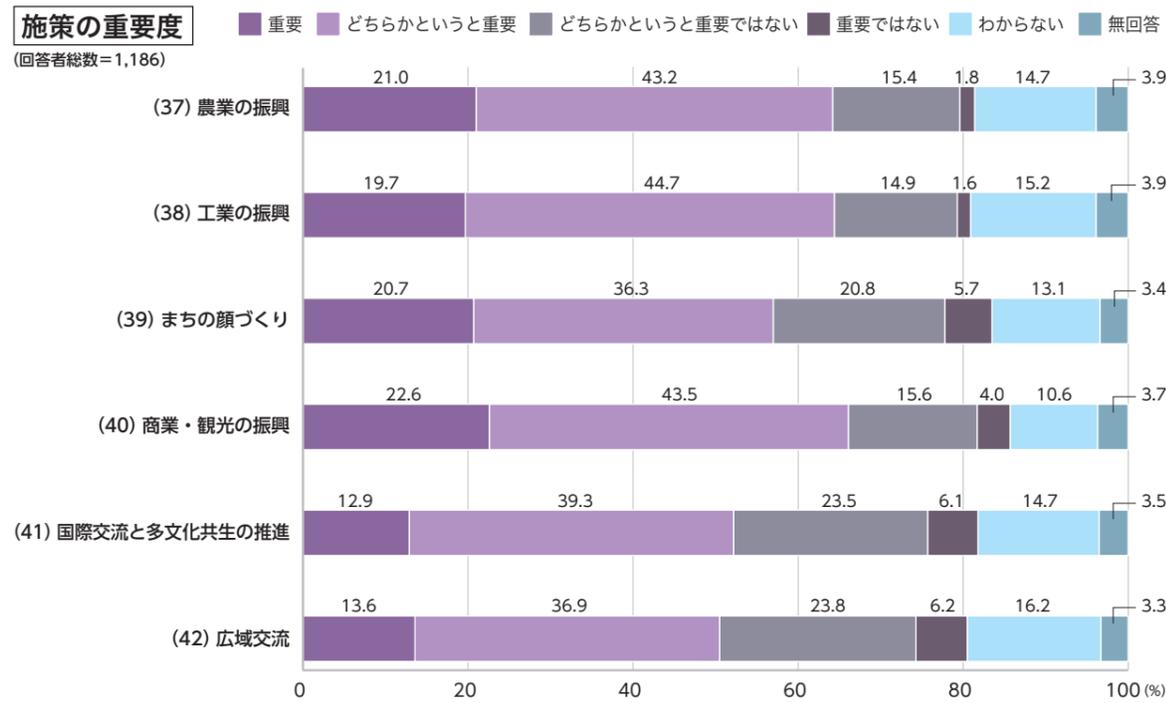
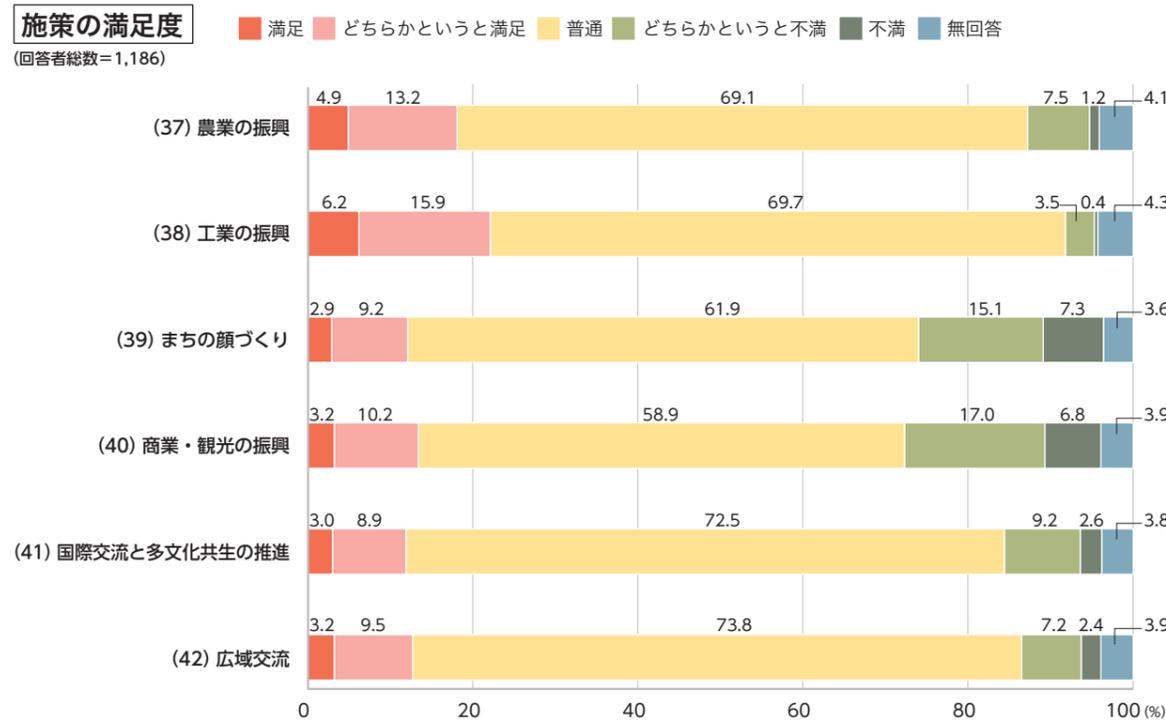


III 安全で安心して住み続けることができる地域

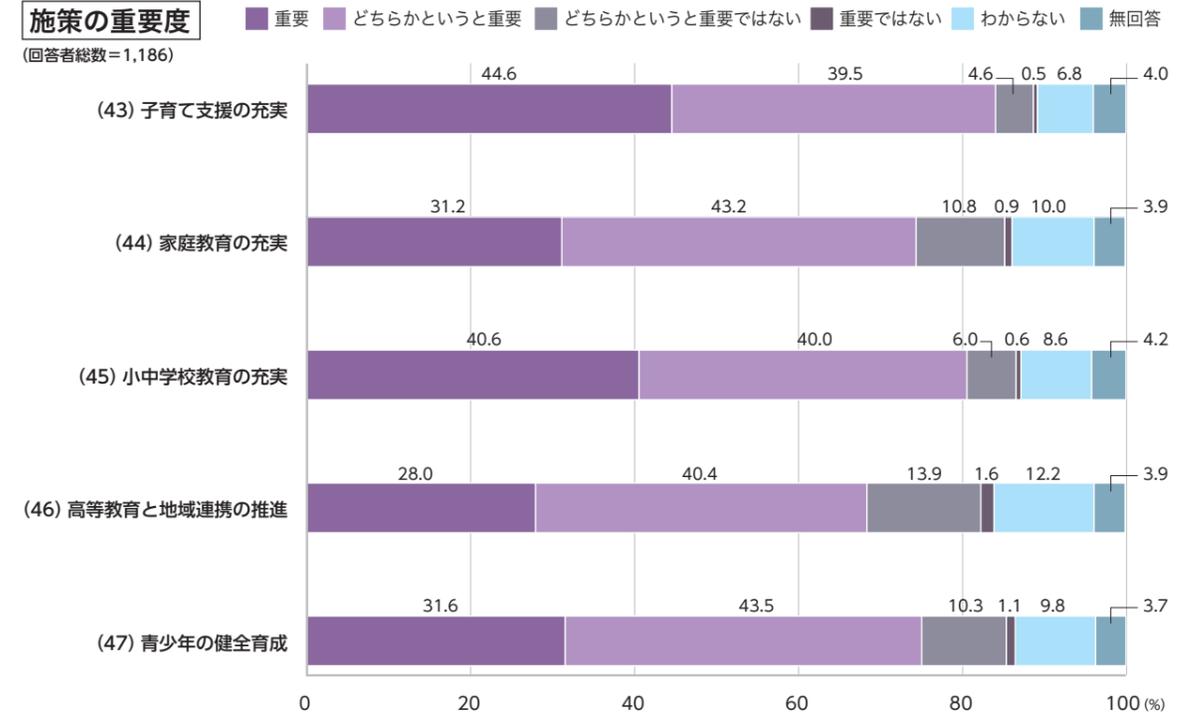
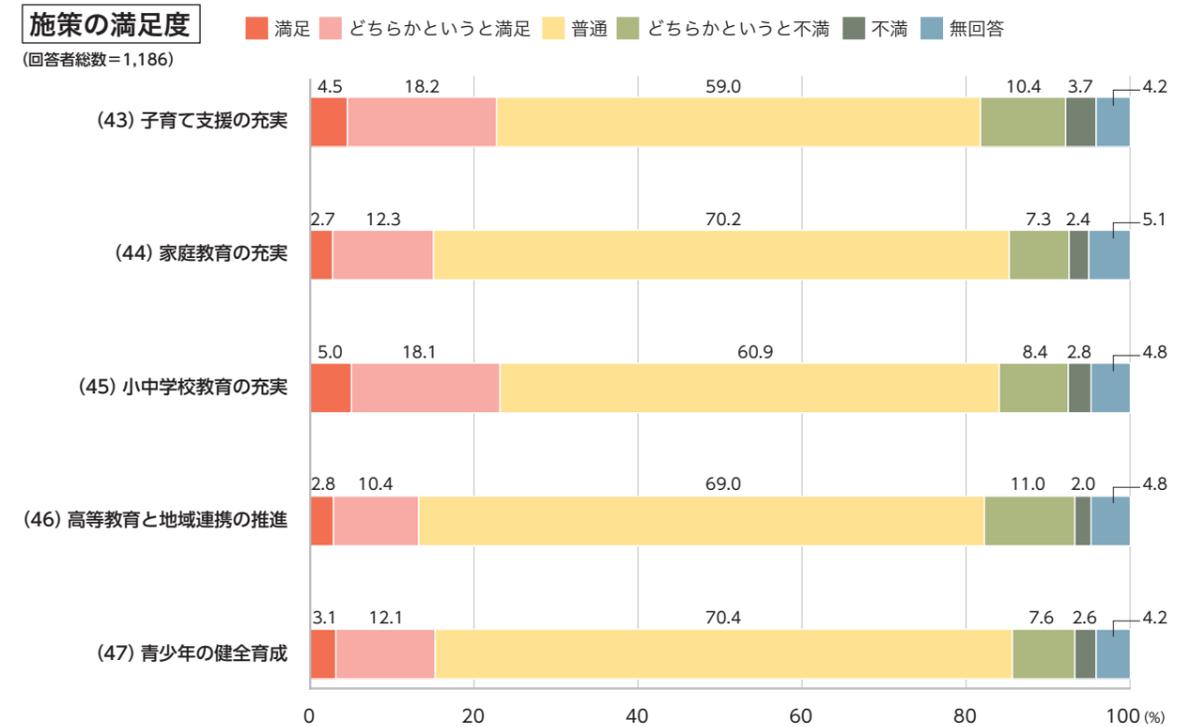


6 市民参画の取り組み

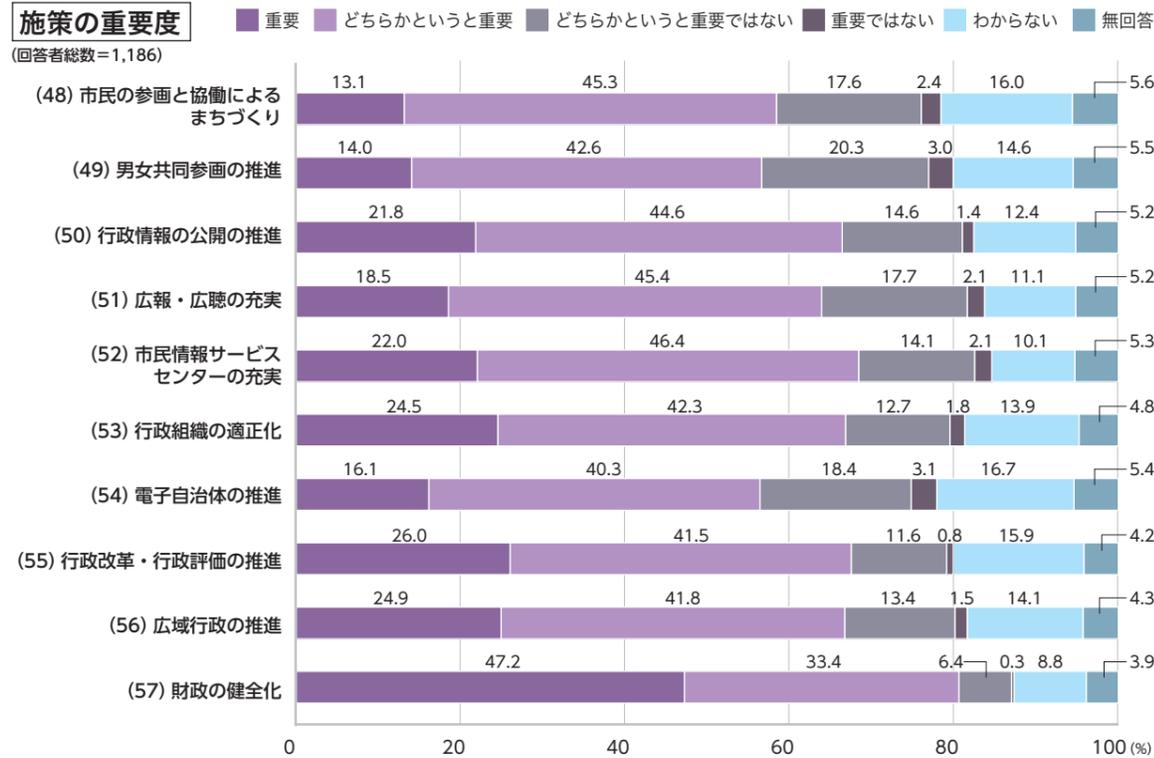
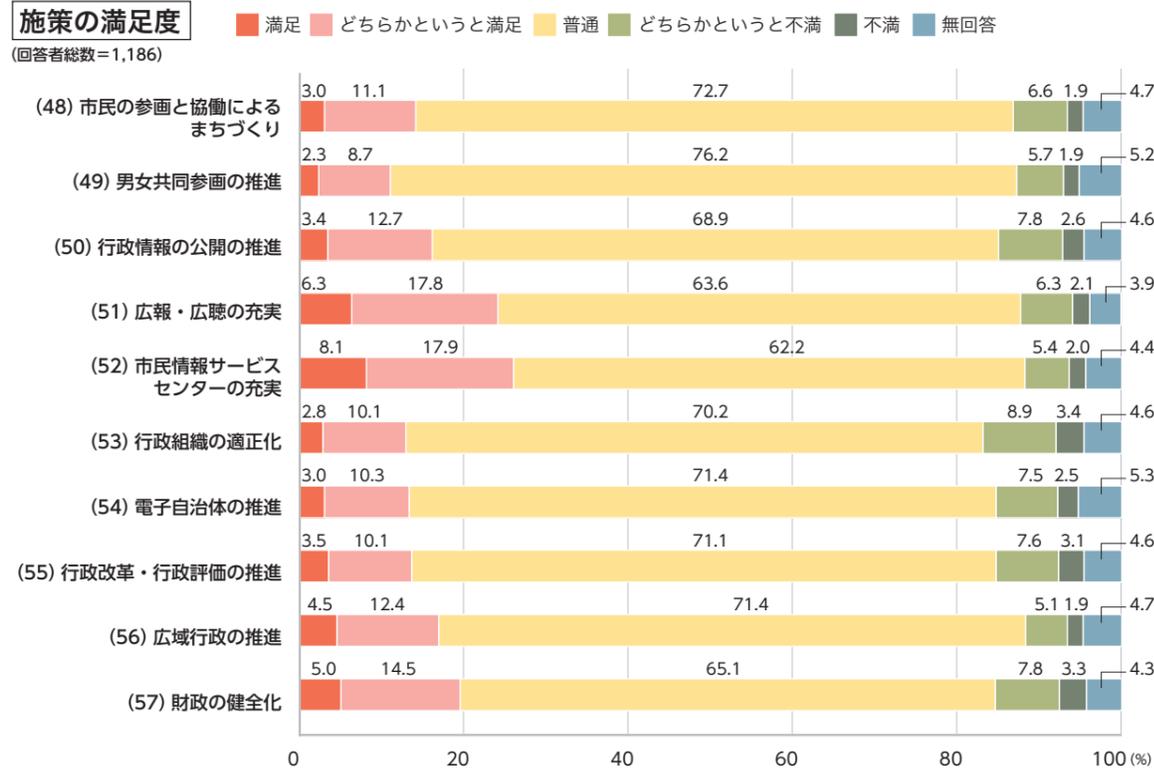
IV 魅力ある活力とにぎわいのまち



V 社会と次代を担う自立した人材の育成



Ⅵ 市民と行政の協働による自立した自治体経営



《 第1次みよし市総合計画の施策別の満足度指数と重要度指数(市民アンケート) 》

第1次みよし市総合計画の施策評価のために行った市民アンケート結果では、施策に対する満足度と重要度についての評価を一層明確化するため、以下の算出方法により各施策の「満足度指数」と「重要度指数」を設定しました。

【満足度指数・重要度指数の算出方法】

$$\text{満足度指数} = \text{満足}(\%)^{*1} \times 100 + \text{どちらかといえば満足}(\%) \times 66.7 + \text{普通}(\%) \times 50.0 + \text{どちらかといえば不満}(\%) \times 33.3 + \text{不満}(\%) \times 0$$

$$\text{重要度指数} = \text{重要}(\%)^{*2} \times 100 + \text{どちらかといえば重要}(\%) \times 66.7 + \text{どちらかといえば重要でない}(\%) \times 33.3 + \text{重要でない}(\%) \times 0$$

※1 満足(%) : 「満足」と回答した人の回答率。ただし、「無回答」を除く合計サンプル数を分母とする。
 ※2 重要(%) : 「重要」と回答した人の回答率。ただし、「わからない」「無回答」を除く合計サンプル数を分母とする。

6 市民参画の取り組み

市民アンケートによる第1次みよし市総合計画の施策別の満足度指数・市民満足度割合・重要度指数

基本目標	施策	満足度		重要度
		満足度指数	市民満足度割合	重要度指数
I 人と自然が共生する 心地よい環境	(1)地域特性を活かした計画的な土地利用の推進	51.3	55.8%	73.6
	(2)地籍調査の推進	53.9	75.0%	61.4
	(3)緑のまちづくりの推進	59.0	83.1%	73.2
	(4)公園の整備	56.4	69.5%	74.4
	(5)愛知用水路の上部利用	53.7	72.4%	61.2
	(6)さんさんの郷の充実	54.0	69.9%	56.9
	(7)河川の整備	51.4	57.0%	73.6
	(8)良好な景観の形成	54.1	70.3%	68.2
	(9)地球環境の保全	53.7	69.7%	75.4
	(10)循環型社会の推進	56.3	78.5%	73.9
	(11)下水道などの整備	61.2	88.4%	76.8
	(12)やすらぎ霊園墓地の整備	52.9	73.7%	57.7
II 誰もが健康で 生きがいのある暮らし	(13)地域福祉の推進	53.1	68.6%	75.8
	(14)高齢者福祉の推進	52.4	63.0%	80.3
	(15)障がい者福祉の推進	52.0	61.0%	77.2
	(16)保健の推進	54.7	75.5%	79.0
	(17)医療・救急体制の充実	50.9	52.3%	85.6
	(18)医療助成の充実	55.4	68.4%	82.6
	(19)医療保険の円滑な運用	54.0	71.6%	78.1
	(20)介護保険の健全な運用	51.1	55.0%	79.2
	(21)国民年金の充実	47.8	38.0%	78.0
	(22)経済困窮者への支援	50.3	53.5%	67.7
	(23)生涯学習の充実	53.0	70.1%	62.2
	(24)シルバー人材の活用	54.1	76.0%	69.0
	(25)文化・芸術の振興	53.8	71.1%	58.2
	(26)図書館の整備	60.1	79.6%	66.4
	(27)スポーツの振興	52.9	66.0%	63.7
	(28)健康づくりの推進	53.6	70.6%	70.2
III 安全で安心して 住み続けることができる地域	(29)市街地整備の推進	52.3	61.7%	75.2
	(30)建築物の耐震化	52.5	64.6%	82.4
	(31)防災拠点の整備	52.1	62.2%	82.9
	(32)バリアフリーの推進	52.1	61.4%	75.8
	(33)公共交通の充実	40.0	26.5%	82.4
	(34)道路・橋梁の整備	51.4	59.0%	74.9
	(35)交通安全・防犯の推進	51.5	56.5%	82.1
	(36)防災・消防の充実	53.7	72.6%	80.9
IV 魅力ある活力と にぎわいのまち	(37)農業の振興	52.9	67.6%	67.5
	(38)工業の振興	55.2	85.1%	67.3
	(39)まちの顔づくり	46.7	35.0%	62.1
	(40)商業・観光の振興	47.0	36.1%	66.3
	(41)国際交流と多文化共生の推進	50.1	50.0%	57.4
	(42)広域交流	50.8	57.2%	57.3
V 社会と次代を担う 自立した人材の育成	(43)子育て支援の充実	51.8	61.7%	81.2
	(44)家庭教育の充実	51.0	60.8%	73.9
	(45)小中学校教育の充実	52.9	67.4%	79.5
	(46)高等教育と地域連携の推進	50.3	50.3%	71.0
	(47)青少年の健全育成	51.0	59.8%	74.1
VI 市民と行政の協働による 自立した自治体経営	(48)市民の参画と協働によるまちづくり	51.4	62.5%	62.7
	(49)男女共同参画の推進	50.7	59.1%	61.6
	(50)行政情報の公開の推進	51.2	60.5%	68.4
	(51)広報・広聴の充実	54.2	74.1%	65.3
	(52)市民情報サービスセンターの充実	55.4	77.8%	68.1
	(53)行政組織の適正化	49.9	51.2%	70.1
	(54)電子自治体の推進	50.7	56.9%	63.0
	(55)行政改革・行政評価の推進	50.6	55.9%	72.0
	(56)広域行政の推進	52.6	70.7%	70.1
	(57)財政の健全化	52.1	63.8%	82.0

(2) 地区まちづくり懇談会

市民と行政の協働により第2次みよし市総合計画を策定することを目的に、市民の皆さんから将来のまちづくりに関する意見や提言を伺うための地区まちづくり懇談会を開催しました。

地区まちづくり懇談会の開催概要

	日付	開始時刻	開催地区	会場	参加者数
平成 29 年	6月18日 (日)	午前10時	天王地区(新屋・東山・好住)	新屋児童館 遊戯室	55人
		午後2時	南部地区 (明知上・明知下・打越・山伏)	明知下公民館 ホール	84人
	7月1日 (土)	午前10時	緑丘地区(ひばりヶ丘・三好丘緑・三好丘桜)	三好丘交流センター ホール	40人
	7月2日 (日)	午前10時	三好丘地区(三好丘・三好丘旭)	三好丘交流センター ホール	56人
		午後2時	西部地区(三好下・西一色・福田)	三好下公民館 ホール	77人
	7月15日 (土)	午前10時	三好地区 (三好上・中島・平池・上ヶ池)	みよし市役所 3階研修室	45人
		午後2時	北部地区 (飫生・福谷・高嶺・あみだ堂)	福谷ハピネスホール ホール	56人
	7月16日 (日)	午前10時	黒笹地区(黒笹・三好丘あおば)	黒笹公民館 ホール	39人
合 計					452人



(3) 将来のみよしをみんなで考える まちづくりシンポジウム

まちづくりシンポジウムの開催概要

開催日時:平成30年7月7日(土)午後1時30分から4時15分まで

開催場所:文化センター「サンアート」小ホール

来場者数:185人

	時刻	プログラム
第1部	13:30	開演
	13:30	開会の挨拶(みよし市長)
	13:35	第2次みよし市総合計画基本構想(素案)の内容説明 ●総合計画審議会会長 伊藤 久司 さん(東海学園大学教授)
	13:55	トークセッション「20年後のみよし市の展望」 ●コーディネーター:伊藤 久司 さん 出席者:総合計画審議会委員 ●阿部 亮吾 さん(愛知教育大学准教授) ●田中 人 さん(愛知学泉大学専任講師) ●新谷 千晶 さん(あいちNPO市民ネットワークセンター理事長) ●オブザーバー:鈴木 淳 副市長
—	14:50	《休憩》
第2部	15:00	まちづくり講演会「これからのみよし市に求められるまちづくり」 ●講演者 藻谷 浩介 さん(株式会社日本総合研究所 主席研究員)

(4) パブリックコメント

第2次みよし市総合計画(案)について、平成30年10月15日(月)から11月14日(水)までパブリックコメント制度による意見の募集を行ったところ、提出者数は5人、計16件の意見が提出されました。

パブリックコメントの意見数

意見の区分	意見数
基本構想に関する意見	2
基本計画に関する意見	9
総合計画全般に関する意見	3
その他の意見	2
合計	16



7 総合計画の変遷

本市では、昭和33年の町制施行後、昭和43年に最初の総合計画を策定し、それ以来、第2次みよし市総合計画に至るまで、時代の変遷に合わせて総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。

平成22年1月4日に市制を施行し、みよし市となってからの総合計画では「みんなで築く」、そして第2次みよし市総合計画では「みんなで育む」を将来像の冒頭に掲げ、市民と行政のそれぞれが自らができる役割を担い、みんなでまちづくりを進める計画として策定しています。

みよし市総合計画の沿革

計画名称	計画期間	将来像など
三好町総合計画	昭和43年度～昭和55年度	—
新三好町総合計画	昭和51年度～昭和60年度	昭和60年をめざして希望と躍進
第3次三好町総合計画	昭和59年度～昭和70年度	希望に満ち活気あふれる青年都市
第4次三好町総合計画	基本構想 平成3年度～平成22年度 基本計画 平成3年度～平成12年度	豊かで調和のとれた かおり高い文化のまち
第5次三好町総合計画	基本構想 平成11年度～平成32年度 基本計画 平成11年度～平成22年度	ゆとりと活気あるふれあいのまち
第1次みよし市総合計画	基本構想 平成22年度～平成35年度 基本計画 平成22年度～平成30年度	みんなで築く ささえあいと活力の都市
第2次みよし市総合計画	基本構想 令和元年度～令和20年度 基本計画 令和元年度～令和10年度	みんなで育む 笑顔輝く ずっと住みたいまち

第2次みよし市総合計画

2019 ▶ 2038

令和元年 5月発行

- 発行 みよし市
- 編集 政策推進部 企画政策課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地
- TEL 0561-32-2111(代表)
- FAX 0561-32-2165
- URL <http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/>